

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (土地改良指導課)	49
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出..... (土地改良指導課)	49
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	49
○保安林の指定の解除の予定の一部改正..... (治山課)	50
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	50
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	50
○北海道建設部手数料条例別表の18の項の規定による知事が定める基準の一部改正 (建築指導課)	50

告 示

北海道告示第879号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成16年10月15日、上磯土地改良区の定款の変更を認可した。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第880号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

上磯土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成16. 4. 1	理事	小野寺 喜一郎	上磯郡上磯町字大工川75番地の3
同	同	同	蝦名 勝義	同 字清川402番地
同	同	同	伊藤 正次	同 字中野通321番地
同	同	同	山本 一美	同 字中野110番地

同	同	同	浮須 信一	同 字押上175番地
同	同	同	白川 優悦	同 字清川657番地の1
同	同	同	渡辺 光雄	同 字押上271番地の1
同	同	同	高田 富士夫	同 亀田郡大野町字村内102番地
同	同	同	高岡 清美	同 字萩野31番地
同	同	監事	高田 一美	同 字村内244番地
同	同	同	東寺 敏光	同 上磯郡上磯町字大工川48番地
退任	平成16. 3.31	理事	小野寺 喜一郎	同 字大工川75番地の3
同	同	同	蝦名 勝義	同 字清川402番地
同	同	同	伊藤 正次	同 字中野通321番地
同	同	同	山本 一美	同 字中野110番地
同	同	同	浮須 信一	同 字押上175番地
同	同	同	野呂 義夫	同 字桜岱121番地の1
同	同	同	斉藤 克美	同 字中野197番地1
同	同	同	高田 富士夫	同 亀田郡大野町字村内102番地
同	同	同	高岡 清美	同 字萩野31番地
同	同	監事	高田 一美	同 字村内244番地
同	同	同	白川 優悦	同 上磯郡上磯町字清川657番地の1

森町土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成16. 3.29	理事	氣田 洋	茅渚郡森町字常盤町158番地33
同	同	同	三十尾 喜作	同 字姫川64番地
同	同	同	松浦 喜治	同 字姫川53番地
同	同	同	竹浪 英一	同 字常盤町159番地
同	同	監事	松尾 清美	同 字森川町302番地
同	同	同	阿部 良平	同 字森川町290番地
退任	平成15.12.19	理事	氣田 洋	同 字常盤町158番地33
同	同	同	三十尾 喜作	同 字姫川64番地
同	同	同	松浦 喜治	同 字姫川53番地
同	同	同	竹浪 英一	同 字常盤町159番地
同	同	監事	松尾 清美	同 字森川町302番地
同	同	同	阿部 良平	同 字森川町290番地

北海道告示第881号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 小樽市朝里川温泉1丁目546の37から546の41まで、546の44から546の49まで、朝里川温泉2丁目549の4、551の6から551の10まで
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第882号

農林水産大臣から、保安林の指定の解除に関する予定通知を変更する旨の通知があったので、平成2年北海道告示第121号（保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

2の項中「虻田郡倶知安町字岩尾別328の1・330の1・330の2・358・359・370の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、329」を「虻田郡倶知安町字岩尾別328の1（次の変更図に示す部分に限る。）、328の23、329」に、「次の図」を「次の変更図」に改める。

北海道告示第883号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 上磯郡木古内町字木古内155の45（次の図に示す部分に限る。）、155の48
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁経済部林務課及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第884号

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を標茶町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成16年10月1日北海道告示第833号のとおりである。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

川上郡標茶町字塘路98所在の森林について所有権を有する 小林 恵理子

北海道告示第885号

平成16年北海道告示第575号（北海道建設部手数料条例別表の18の項の規定による知事が定める基準）の一部を次のように改正する。

平成16年10月26日

北海道知事 高橋 はるみ

2の項(4)中「され、隣接する建築物の敷地との距離が5メートルを超えていること。」を「されていること。ただし、他の建築物と接する場合にあっては、エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接していること。」に改め、同項(5)中「主要構造部」の次に「（屋根を除く。）」を、「とすること。」の次に「ただし、隣接する敷地境界線との離れが5メートルを超える場合にあっては、この限りではない。」を加え、同項(6)中「不燃材料」を「平成12年建設省告示第1365号に定める構造のもの又は同法第63条の規定により国土交通大臣の認定（防火地域及び準防火地域以外の区域にあっては同法第22条第1項の規定により国土交通大臣の認定）を受けたもの」に改め、同項(7)中「主要構造部以外の材料」の次に「（下地材を不燃材料とした表面仕上材を除く。）」を加え、「表面仕上材で、下地材を不燃材料とした」を「隣接する敷地境界線との離れが5メートルを超える」に改める。